



福岡県営公園 西公園ドッグラン利用誓約書

- 私は自分の意志により、福岡県営公園 西公園ドッグラン（以下「ドッグラン」という）を利用します。また、私の家族（保護者を含む）・親族は、私が公園内でのペット同伴利用及びドッグラン利用（以下施設利用という）することを承諾しています。
- 私および愛犬がドッグラン利用中に負傷または発病した場合に、必要な応急処置を受けることに意義ありません。
- 公園管理者に明らかに瑕疵がある場合を除き、私および私の関係者からは損害賠償請求等の請求は一切いたしません。
- ドッグランスタッフまたは公園管理事務所スタッフの指導・指示に従い、施設利用のルールとマナーを守ります。また、危険な行為等によりドッグランおよび公園から退場させられても異議を申し立てません。
- ドッグラン利用に際し、ドッグラン利用者同士及び愛犬同士の接触・衝突等によるトラブルは、当事者間で解決することいたします。また、一方の当事者が不明である場合も公園管理者への関与を求めません。
- ドッグラン等公園施設に故意または過失により損害を与えた場合には、損害を賠償します。

私は、ドッグランの利用登録にあたり次の対応を済ませた愛犬であることを提示します。

No.	内容	必要な対応	確認するもの
1	犬鑑札 マイクロチップ登録証明書	生後91日以上の犬の飼い主は市町村の窓口で犬の登録をしなくてはいけません。 住所が変わったら移転手続きが必要です。 犬の登録は法律で義務付けられていて登録料は3,000円、未登録の場合は、 20万円以下の罰金 が科せられることもあります。 鑑札に書かれている情報を調べることで飼い主の住所と氏名が分かります。 鑑札をいつも首輪につけておくことで「迷子札」の代わりになります。 マイクロチップも同様です。	 福岡市の場合
2	狂犬病予防注射証明	愛犬に年1回の狂犬病予防接種を受けさせることが法律で義務付けられています。	 福岡市の場合
3	混合ワクチン接種証明	西公園ドッグランの登録には混合ワクチン（5種以上）の接種が必要です。 【5種とは】 ①犬パルボウイルス ②犬ジスティンバー ③犬アデノウイルス ④犬パラインフルエンザ ⑤犬伝染性肝炎	

※ 高齢犬、アレルギーなどをもった愛犬に関しては、動物病院で発行された「狂犬病予防注射猶予証明書」尚、混合ワクチンについては「抗体価検査証明書」の提示で登録を受け付けます。

私は、ドッグランの利用規約（NKDR-001）を確認し規約に同意しルールを順守します。

私は、ドッグランの利用案内（NKDR-002）を確認し内容に同意します。

私は、ドッグランを利用するにあたり、上記の誓約内容を遵守し、内容に虚偽がないことを自署にて誓約します。なお、私が18歳未満の場合は、親権者または保護者の自署を付記します。

年 月 日

自署

18歳未満時は
親権者・保護者自署

連絡先

— —